

次期総合計画策定について

1. 次期総合計画策定にかかる総合計画審議会の役割

1. 次期総合計画策定にかかる総合計画審議会の役割

(1) 総合計画審議会における審議項目について

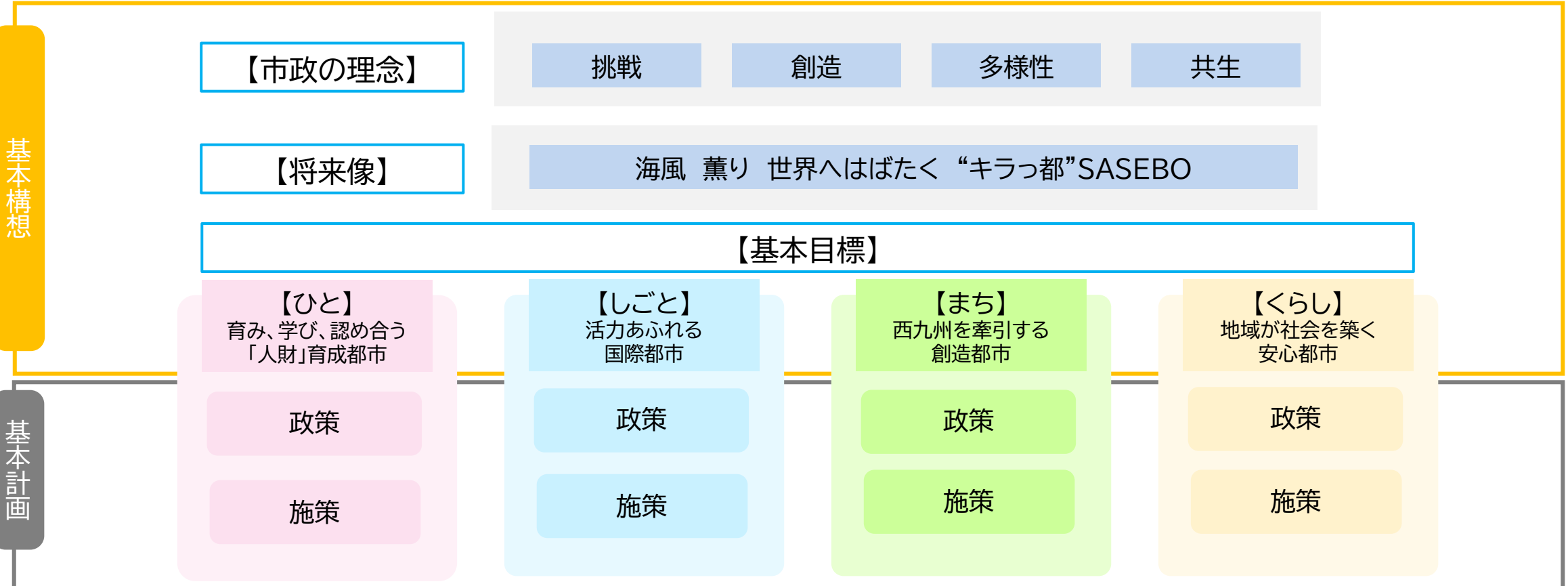
下記佐世保市総合計画審議会条例第1条および第2条に基づき、本市の基本構想についてご審議いただくことを予定しています。

第1条 この条例は、本市の基本構想の設定及び総合的かつ計画的行政の推進に係る重要事項について、市長の諮問に応じて審議調査するため、佐世保市総合計画審議会(以下「審議会」という。)を設置し、その組織及び運営について必要な事項を定めることを目的とする。

第2条 審議会の任務は、次のとおりとする。

- (1) 基本構想の策定及び変更に関すること。
- (2) その他市長が特に指示する事項

[第7次総合計画 体系(概要)]



1. 次期総合計画策定にかかる総合計画審議会の役割

(2) 令和8年度における本審議会の進め方について

令和8年度は、以下のとおり進める予定としています。

1. 方向性

次期総合計画の策定にあたり、まちの将来像を見据え、中長期的な視点にて、社会情勢(人口減少等)に照らしながら議論を行っていただきます。

2. 審議のステップ(フェーズ)



3. 今後の審議会における進め方(案)

全体議論

- 本市全体にかかる社会情勢や社会課題等も勘案しながら、本市が目指すべきまちの姿について、多様な視点から議論を行うもの
- まちづくりの方向性や基本構想(基本理念や将来像、基本目標等)について、幅広く議論を行うもの

- 社会情勢の変化や本市における課題認識
- 将来のまちの姿や本市の目指すべき方向性
- 基本構想(基本理念・将来像・基本目標) 等

- 全委員

- 次期総合計画策定業務と併せ、適宜開催

個別議論(専門部会またはグループワーク等)

- 本市における特定の分野にかかる個別課題やトピックについて、専門的に議論を行うもの

- 基本構想における特定の分野にかかるまちの姿・将来像
- 特定の分野における社会課題・個別テーマ 等

- 実効性のある人数構成(少人数の場合あり)
※会議の運営にあたり、各委員のご意向(仮に専門部会を設置する場合の所属部会意向)については事前に聞取り済(R8.4月照会)

- 次期総合計画策定業務と併せ、必要に応じて開催

役割

審議事項

メンバー
構成

開催時期

1. 次期総合計画策定にかかる総合計画審議会の役割

(3) 個別議論を行う場合の委員構成事務局案(予定)

R8.4月における意向調査を踏まえ、現(第7次)総合計画における政策体系をベースとした個別議論を行う場合は、以下の振分けにより行う予定としています。 ※委員のご意向等により、変更の場合あり

全体統括(会長)	長崎県立大学地域創造学部長 横山 均
----------	--------------------

推薦団体等	役職・氏名(敬称略) (総合計画における分野・政策順に記載/R8.4月時点)
ひと分野	
佐世保市子ども・子育て会議	委員 田中 洋子
佐世保市PTA連合会	会長 永吉 秀行
長崎短期大学	地域共生学科 教授 小玉 智章
長崎県弁護士会	事務局長 鈴木 裕子 (横田雄介法律事務所 弁護士)
市民委員	川中 大生

しごと分野	
公益財団法人 佐世保観光コンベンション協会	常務理事兼事務局長 辻 英樹
佐世保商工会議所	副会頭 池田 真秀
ながさき西海農業協同組合	代表理事組合長 田中 芳秀 ※兼務
佐世保市水産振興協議会	構成員 岡村 隆英 (佐世保市南部漁業協同組合 組合長)
長崎県立大学	経営学部経営学科教授 宮地 晃輔 ※兼務
市民委員	田中 隆次 ※兼務

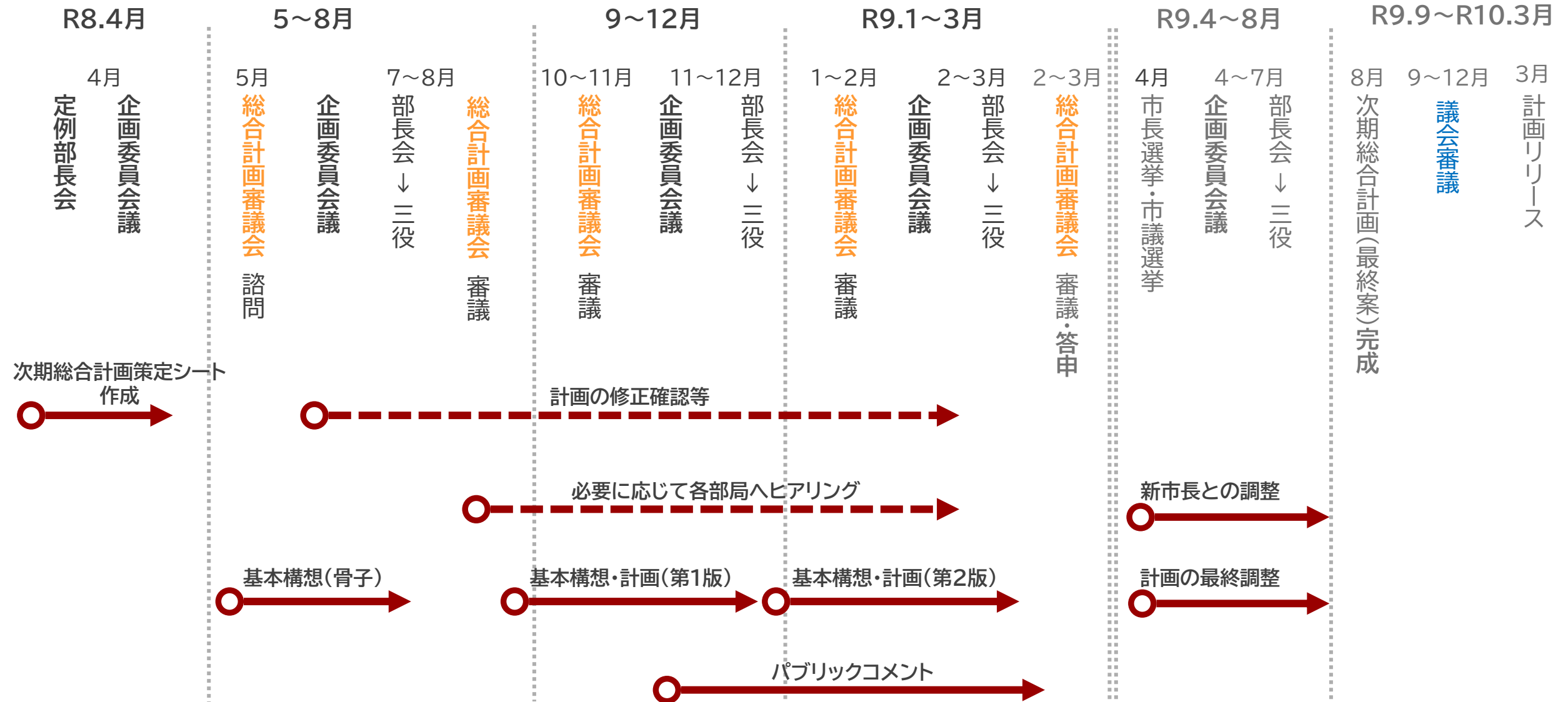
推薦団体等	役職・氏名(敬称略) (総合計画における分野・政策順に記載/R8.4月時点)
まち分野	
ながさき西海農業協同組合	代表理事組合長 田中 芳秀 ※兼務
十八親和銀行	執行役員佐世保県北本部長 戸野本 順一
佐世保市環境政策審議会	副会長 出口 雄也 (長崎国際大学薬学部薬学科 准教授)
長崎新聞社	佐世保支社長 榎屋 健
長崎県立大学	経営学部経営学科教授 宮地 晃輔 ※兼務
長崎県	理事兼県北振興局長 陣野 和弘
市民委員	田中 隆次 ※兼務

くらし分野	
長崎県立大学	地域創造学部公共政策学科准教授 石田 聖
社会福祉法人 佐世保市社会福祉協議会	会長 深江 海人
佐世保市保健福祉審議会	委員長 韓 榮芝 (長崎国際大学 人間社会学部 社会福祉学科 准教授)
佐世保地区防災協議会	理事 川添 聡 (社会福祉法人 清風園 理事長)

1. 次期総合計画策定にかかる総合計画審議会の役割

(4) 次期総合計画策定スケジュール ※R8.5月時点

令和8～9年度にかけて計画の策定を行うこととしており、総合計画審議会における答申時期を令和8年度中と見込んでいます。

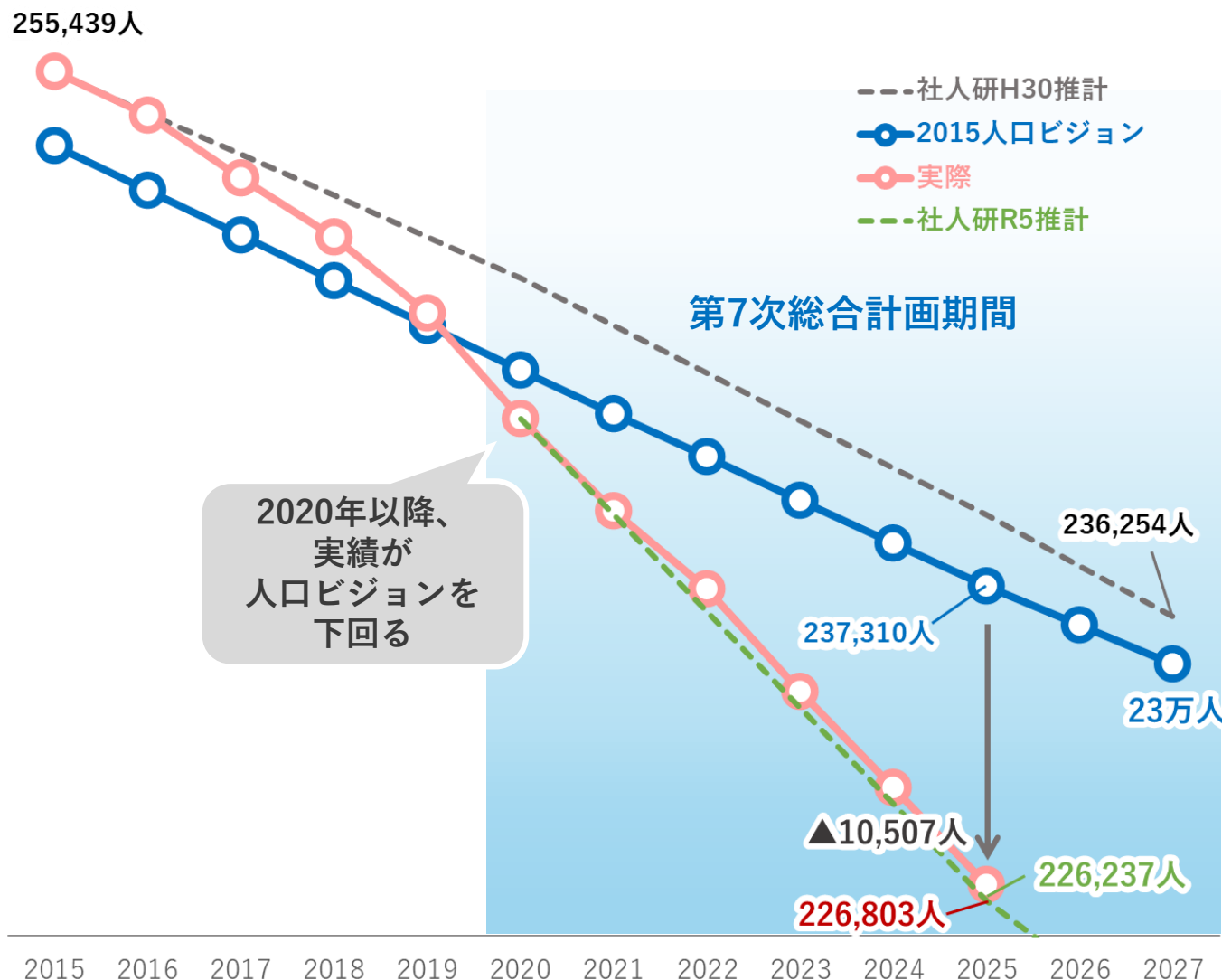


2. 本市における近年の人口動態等の現状について

2. 本市における近年の人口動態等の現状について

(1) 第7次総合計画下における人口動態について

2025年の目標237,310人に対して、実績226,803人(▲10,507人)となり、**減少が想定を上回りました。**



佐世保市長期人口ビジョン(人口減少に対応する3つの視点)

- ① **2030年までに**市民の希望を反映した合計特殊出生率**2.09を達成**する
- ② **2040年までに**転入転出を均衡させ、**転入超過に切り替える**
- ③ **2060年の時点で**中核市の要件である**20万人**を維持することを目指す

(1) 合計特殊出生率

2018年(H30):1.68 (目標)2030年:2.09
(実績)**2023年:1.56**

- 母数(20~49歳女性)の縮小
(2015年)42,095人 → (2020年)37,751人(▲10.3%)
- 婚姻数の減少・晩婚化
→ 入口が細り、出産の時間が短くなる
- 産みたい気持ちはあっても産める条件がそろいにくい
経済的理由、仕事との両立
→ 出生の壁が「第1子」よりも「第2子・第3子」に出ている可能性

(2) 転出状況

2018年(H30):▲829人 (目標)2040年までに
転入転出均衡
(実績)**2025年:▲1,825人**

- 進学・就職が集中する年齢層(20-29歳)での転出が多い
→ 出生にも波及
- 市内就職の受け皿が薄い(もしくは魅力が弱い)
→ [仮説]若者が望む職種(業界・職域)と、市内求人との構造のズレ
[仮説]同職種でも都市部との賃金格差
[仮説]市内企業が知られていない

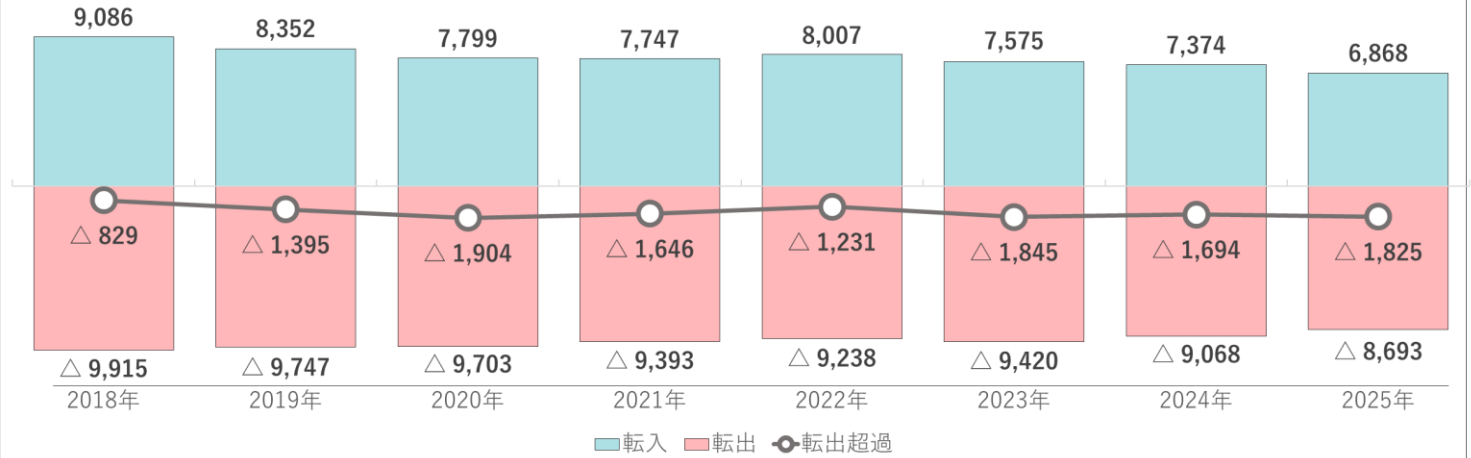
2. 本市における近年の人口動態等の現状について

(2) 近年の本市の人口動態(転出・転入)について

本市では転出者数が転入者数を上回る転出超過が続いており、2025年は1,825人の転出超過となっています。

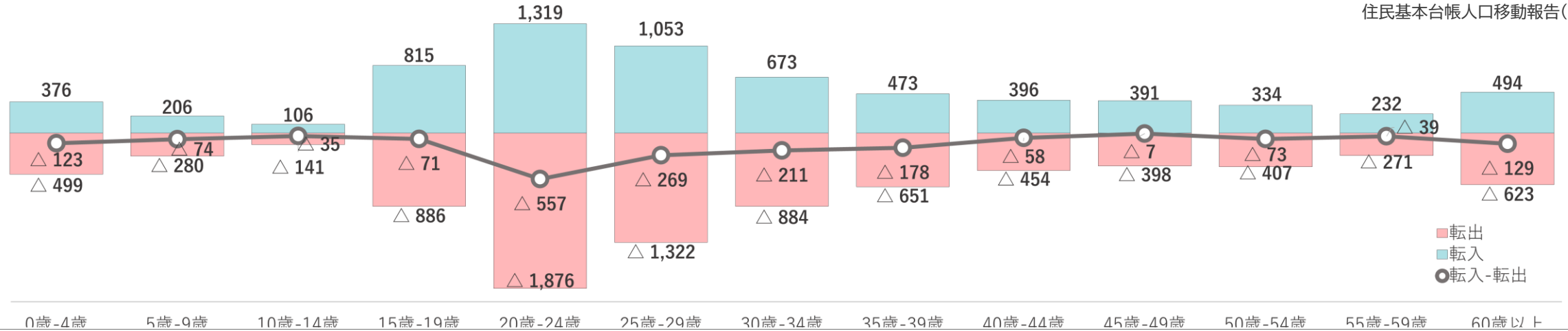
特に、20歳から29歳の若者の転出が最も多い理由としては、進学や就職によるものと考えられます。

転入転出者数(移動者(外国人含む))推移 [佐世保市] (単位:人)



住民基本台帳人口移動報告(年報)

2025年 年代別 移動人口(移動者(外国人含む)) [佐世保市] (単位:人)



住民基本台帳人口移動報告(年報)

2. 本市における近年の人口動態等の現状について

(3) 近年の本市の就職状況および給与額について

令和6年度の新規学卒者の就職状況は、市内就職者の割合が25.8%と、約75%は市外へ就職しています。その背景には、希望する職種がないことや、賃金が安いため賃金が高い都会への就職を希望する若者が多いことにあり、地域幸福度(Well-Being)指標においても、「やりたい仕事・収入機会」といった項目が低い結果となっています。また、長崎県における「新規学卒者の所定内給与額」は、平成27年と比較すると約3割上昇しているものの、東京都・大阪府・福岡市よりも低く、全国平均と比較しても低い状況となっています。

佐世保市における新規学卒者の就職状況(令和6年度)

種別	卒業者数 (人)	進学者数		就職者総数		県内就職						県外就職		令和7年3月末現在 職業訓練校 各種学校、家事従事 自営、その他	
		人数	比率	人数	比率	小計		市内		市外・県内		人数	比率	人数	比率
						人数	比率	人数	比率	人数	比率				
高校	2,167	979	45.2%	605	27.9%	407	67.3%	274	45.3%	133	22.0%	198	32.7%	583	26.9%
短大	157	12	7.6%	129	82.2%	101	78.3%	61	47.3%	40	31.0%	28	21.7%	16	10.2%
高専	178	62	34.8%	115	64.6%	7	6.1%	3	2.6%	4	3.5%	108	93.9%	1	0.6%
大学	781	7	0.9%	722	92.4%	227	31.4%	67	9.3%	160	22.2%	495	68.6%	52	6.7%
計	3,283	1,060	32.3%	1,571	47.9%	742	47.2%	405	25.8%	337	21.5%	829	52.8%	652	19.9%

佐世保市経済部商工労働課調査

都道府県別 所定内給与額(月額)(男女計)

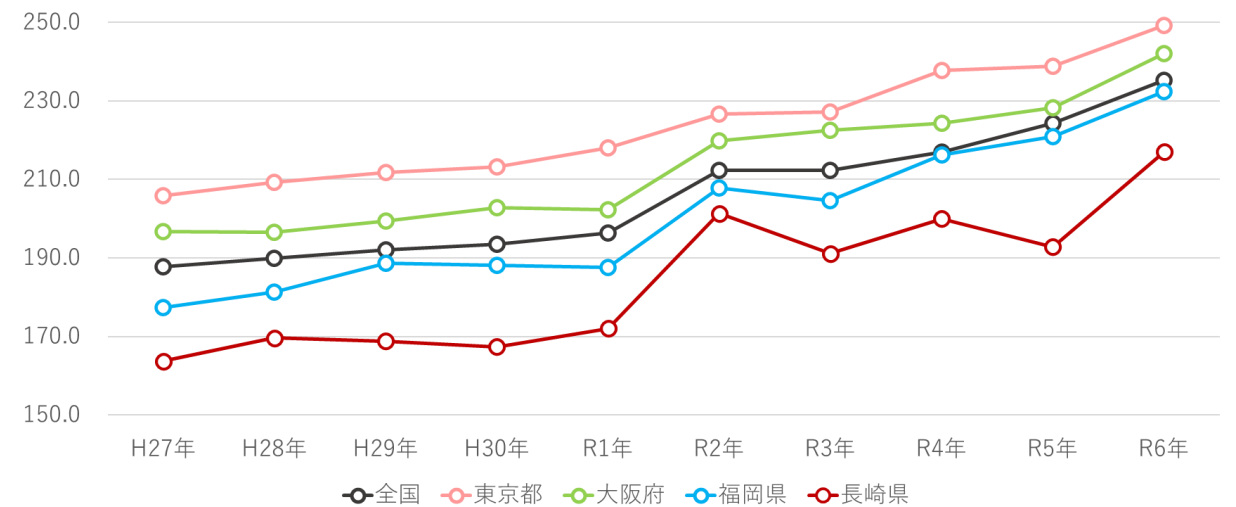
(単位:千円)

	H27年	H28年	H29年	H30年	R1年	R2年	R3年	R4年	R5年	R6年
全国	187.7	189.9	192.1	193.5	196.3	212.4	212.3	217.0	224.4	235.2
東京都	205.9	209.2	211.7	213.3	218.0	226.7	227.2	237.7	238.8	249.3
大阪府	196.8	196.5	199.4	202.8	202.2	219.9	222.5	224.3	228.2	242.0
福岡県	177.4	181.3	188.7	188.2	187.6	207.8	204.7	216.2	221.0	232.4
長崎県	163.7	169.6	168.8	167.4	172.0	201.3	191.1	200.0	192.8	217.0

所定内給与額:きまって支給する現金給与額のうち、超過労働給与額を差し引いた額

きまって支給する現金給与額:

労働契約、労働協約あるいは事業所の就業規則などによってあらかじめ定められている支給条件、算定方法によって6月分として支給された現金給与額(手取り額でなく、所得税、社会保険料などを控除する前の額)



厚生労働省:賃金構造基本統計調査

都道府県別新規学卒者の所定内給与額を基に作成 10

3. 次期総合計画策定に向けて

3. 次期総合計画策定に向けて

(1) 前提となる考え方

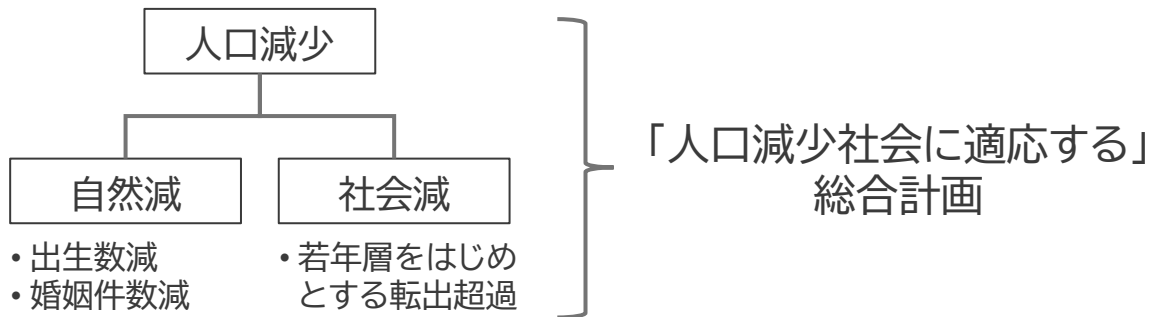
「人口減少」は避けられない

- 本市における最重要課題である「人口減少」は、もはや避けられません。
- 出生数や婚姻件数等の減少による「自然数」は減少し、また若年層をはじめとする転出超過等による「社会数」も減少しています。
- 各政策による中長期的な取組により、人口減少のスピードを緩和させ、最終的に人口を安定化させるための取組を講じていくことが重要です。

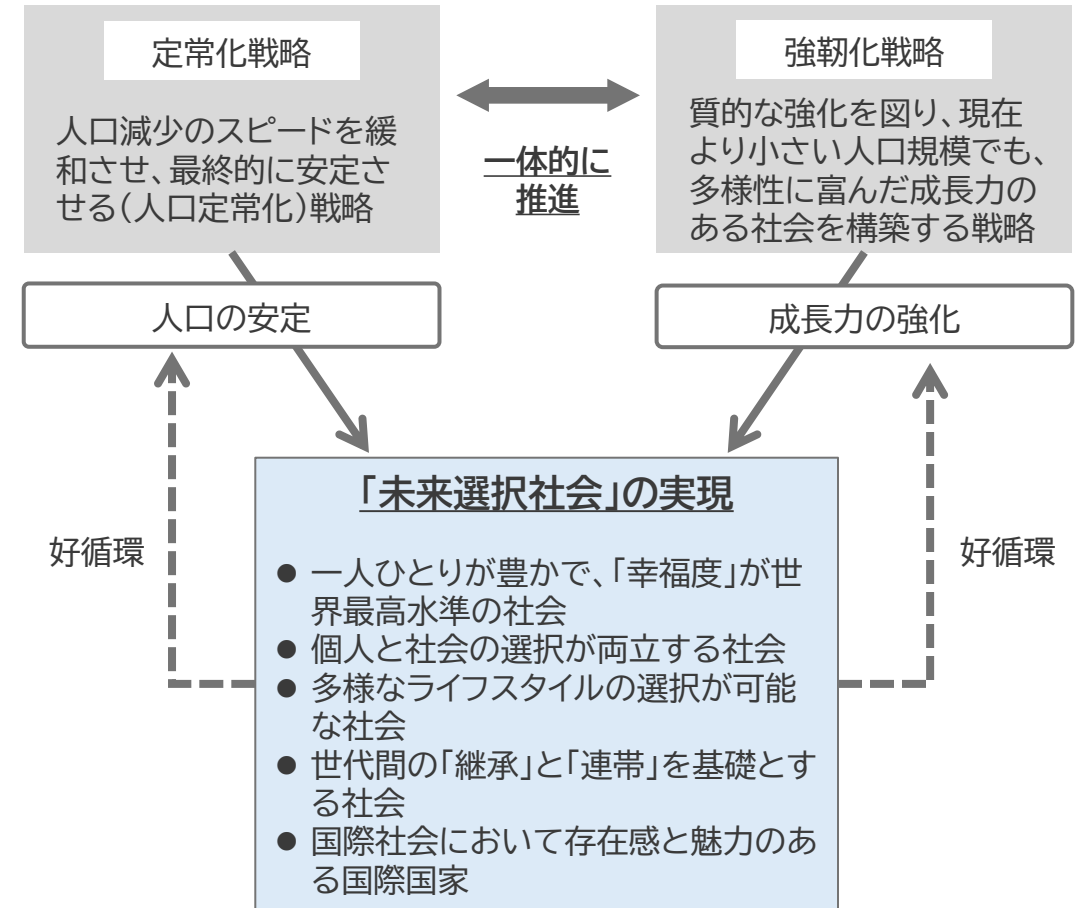


「人口減少社会に適応する」計画が必要

上記を踏まえ、現在より小さい人口規模になっても持続可能で、社会に適応する都市を構築していくための計画を策定する必要があります。



(参考)人口戦略会議『人口ビジョン2100』(R6.1月)



3. 次期総合計画策定に向けて

(2) 計画期間

下記条例・条例施行規則、ならびに市長任期にあわせ、基本構想の計画期間を8年、基本計画の計画期間を4年として、計画策定に着手します。

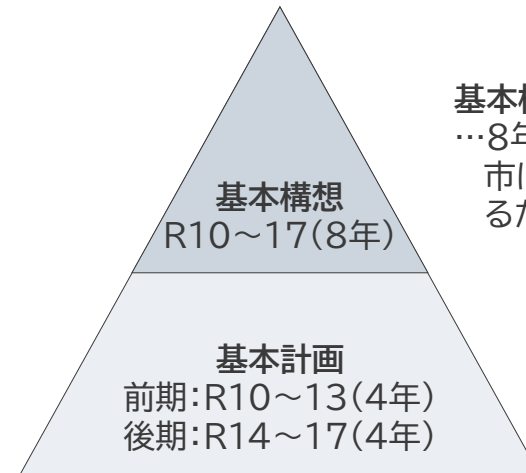
○ 参考 佐世保市総合計画条例 抜粋

- 第2条 総合計画は、基本構想及び基本計画により構成するものとする。
- 2 基本構想は、概ね10年程度の期間を展望し、本市における総合的かつ計画的な行政の運営を図るため市政の理念並びに本市の将来像及び基本目標をその内容として策定するものとし、本市は、事務を処理するに当たっては、これに即して行うようにするものとする。
 - 3 基本計画は、基本構想に基づき実施すべき政策及び施策並びに事業、これらの方向性その他の必要な事項を示す内容として市長が定めるものとする。

○ 参考 佐世保市総合計画条例施行規則 抜粋

- 第3条 条例第2条第3項のその他の必要な事項は、政策及び施策における指標とする。
- 2 基本計画の計画期間は、概ね5年程度とする。

○ 次期総合計画 基本構想・基本計画のイメージ(案)



基本構想

…8年間を展望しながら、長期的な視点で本市における総合的かつ計画的な運営を図るための基本的な方針

基本計画

…基本構想に基づき実施すべき政策・施策を示しており、社会情勢や市民のニーズを的確に捉え行政課題へ迅速に対応するもの。

3. 次期総合計画策定に向けて

(3) 策定体制

1. 行政

- ① 計画策定にあたっては、**各部署政策調整担当課長**である企画委員によって構成された**企画委員会**における**意見を取り入れながら進める**こととする。
- ② 併せて、**各部署における担当職員の意見**を取集し、**各政策・施策における幅広い視点を取り入れながら進める**こととします。

○ 参考 佐世保市総合計画条例施行規則 抜粋

第6条 総合計画に関する事務を担当させるため、企画委員を置く。
2 企画委員は、政策等を統括し、他部門との調整を行う課長の長とする。

第7条 企画委員は、所属する部において次に掲げる事務を処理する。
(1) 総合計画に係る構想案及び計画案の作成に関すること。
(2) 事務事業の実施に関して必要な指導及び調整並びに事務事業の実施状況の報告に関すること。
(3) 総合計画に係る必要な資料の収集及び整備に関すること。
(4) その他総合計画に関し特に必要な事項

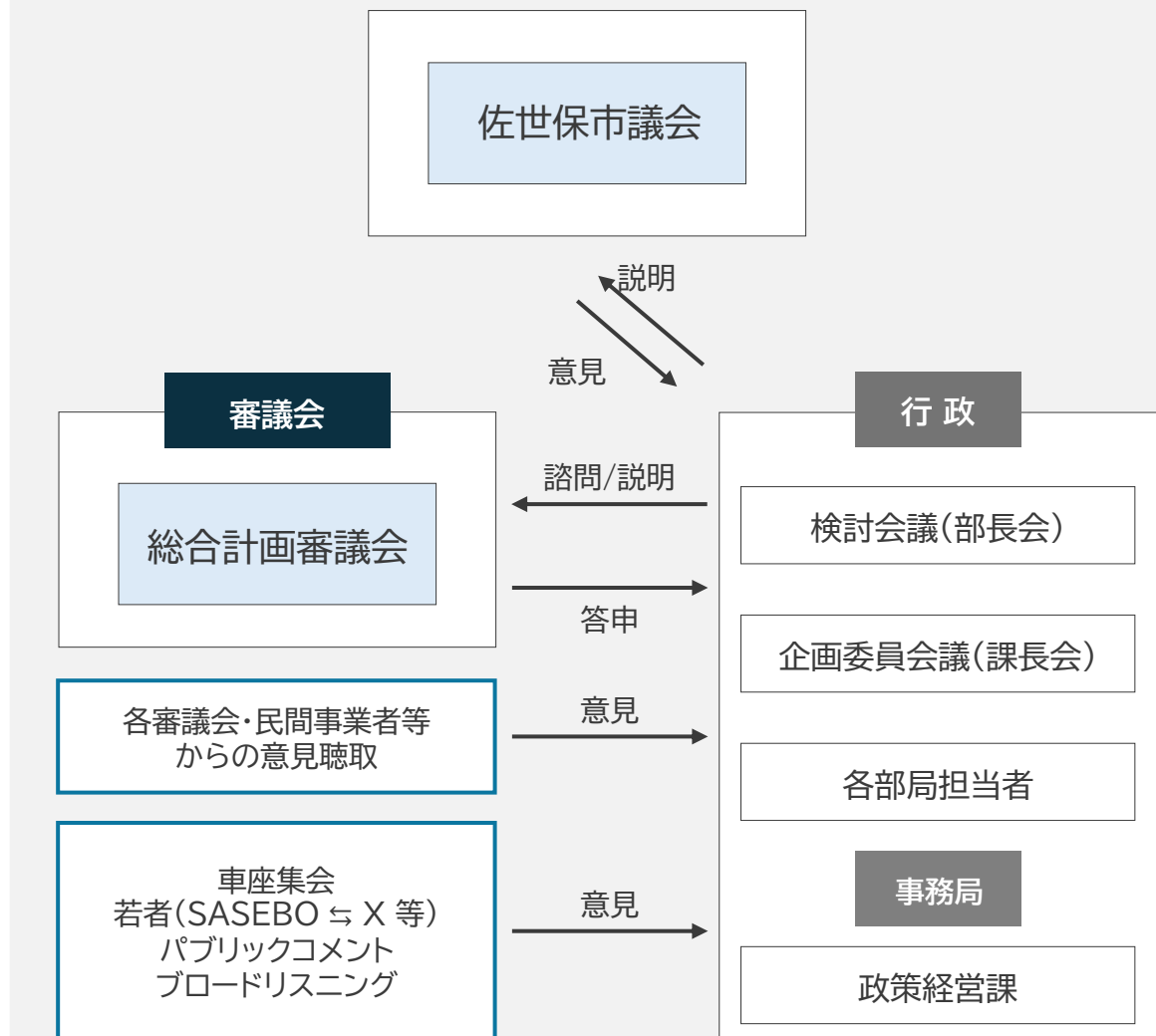
第8条 企画委員は、職務執行上必要があるときは、関係職員に対し資料を提出させ、又はその説明を求めることができる。
2 企画委員は、前項の規定により関係職員に対し資料を提出させたとき、又は所属する部において総合計画に関する事務の参考となる資料等を作成したときは、これを企画部長に送付するものとする。

第9条 企画部長は、必要があると認めるときは、企画委員を招集し、会議を開くことができる。

2. 審議会・議会

計画策定にあたっては、「**佐世保市総合計画審議会**」委員ならびに「**佐世保市議会**」の**意見を取り入れながら、進める**こととしたいと考えています。

(参考)策定体制イメージ



3. 次期総合計画策定に向けて

(4) 意見収集チャンネル

計画策定にあたっては、以下のチャンネルを中心に様々なチャンネル(ルート、手段、媒体等)で意見を聴取し、反映していきます。
(前項「策定体制(2)審議会・議会」における「市議会」「総合計画審議会」を含む)

(1)対話形式

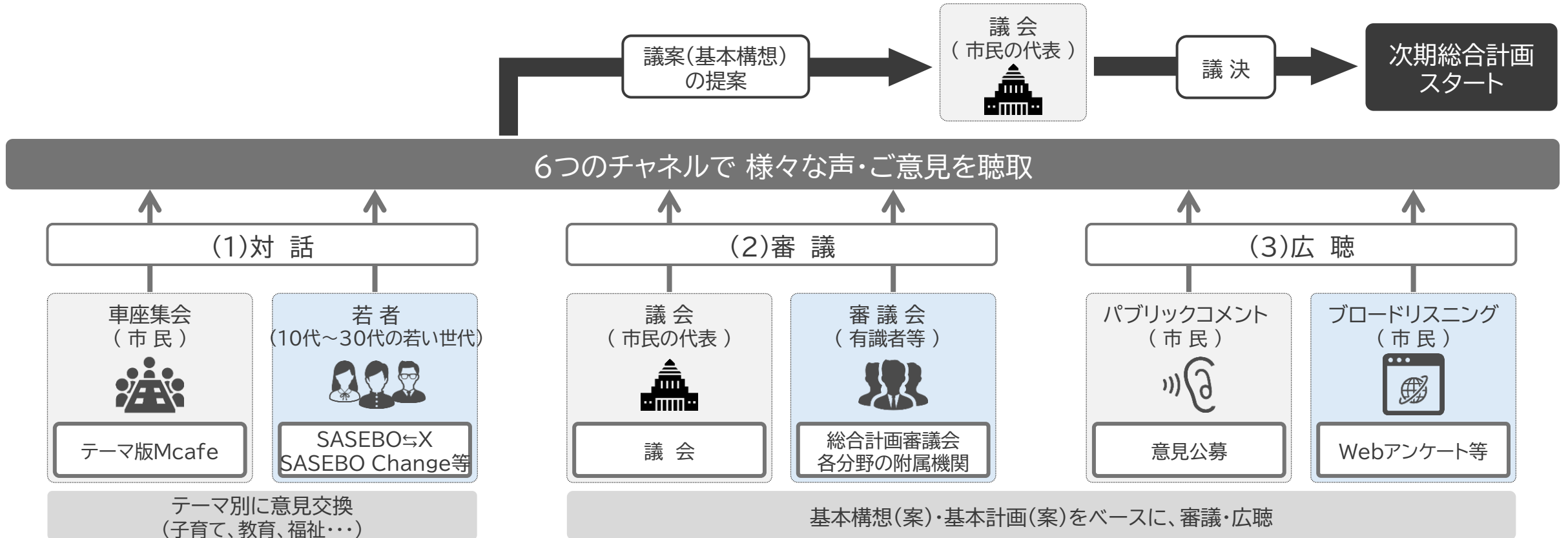
- ① 車座集会(市民):テーマ版M Café
- ② 若者(10~30代の若者):SASEBO ⇄ X、SASEBO Change等

(2)審議形式

- ① 議会(市民の代表):佐世保市議会
- ② 審議会(有識者等):総合計画審議会、各分野の附属機関

(3)広聴形式

- ① パブリックコメント(市民):市民公募
- ② ブロードリスニング(市民):Webアンケート等(広聴AIを活用)



4. 次期総合計画の検討状況について

※R8.5月時点における事務局(企画部)内での検討状況については次頁以降のとおりです。

4. 次期総合計画の検討状況について R8.5月時点

(1) 市政の理念(基本理念)

【ポイント】

- 第7次総合計画における基本理念も踏まえながら、次期総合計画における基本理念を検討します。(キーとなる言葉を複数検討する。)

【基本理念の定義】

… 市民、地域、事業者、行政など、まちづくりに関わる多様な主体が共有する、佐世保市のまちづくりを進めるうえでの基本的かつ普遍的な考え方

第7次総合計画における基本理念

- 変革、発展を推し進め、活力あふれる街づくりに「挑戦」します。
- 常に高いクオリティと新たな価値を求め、夢と希望に輝くまちを「創造」します。
- 様々な文化、価値観を互いに尊重し認め合う「多様性」のあるまちをつくります。
- 郷土愛、共感を育み、ともに暮らし支え合う「共生」の精神を持つまちづくりを行います。

次期総合計画における基本理念(案)

◆ 「共生」

文化や価値観の違いなど、互いの多様性を認め尊重し、ともに暮らし支え合い共生する

◆ 「共創」

多様な主体が、課題解決や新たな魅力の創出に向けて、ともに考え、協力して新しい価値を創り上げる

この他にも数案検討中。

- 本市の資産(潜在資産等も含む)を見つけ、磨き上げ、活かす → 深化、深耕、昇華…
- あるものを活かしながら挑戦する → 進取、継新…

4. 次期総合計画の検討状況について R8.5月時点

(2) 本市の将来像

【ポイント】

- 基本理念をベースに、社会課題等を踏まえた本市が目指す方向性を「行政運営の基本原理」として整理します。
- 基本原理に基づく行政運営によって、本市が目指す将来像をキャッチフレーズでわかりやすく表現します。

【基本理念】

現状分析や将来(8年後)予測

《社会課題や環境変化》

構造変化

経済情勢

社会動向(トレンド)

環境変化

...

基本理念をベースに時代・環境のエッセンスを加味
次期総合計画で目指す方向性を定める

【次期総合計画における行政運営の基本原理】

「〇〇」

「〇〇」

「〇〇」

...

～現在検討中～

縮充(スマートシュリンク)…人口減少に適應した、「豊かに賢く縮む」まちづくりをおこなう
共創社会…行政単独でのまちづくりから脱却し、多様な主体との共創によってまちづくりをおこなう

次期総合計画における本市の将来像を定める

【本市の将来像】〇〇なまち させば

【参考例】

- 海風 薫り 世界へはばたく “キラっ都SASEBO”(佐世保市・第7次)
- つながる つくる 暮らし楽しむまち・とよた(豊田市)
- 明日をひらく都市(横浜市)
- 人、まち、仕事がつながる交流拠点「SETOUCHIまつやま」(松山市)
- 人と自然が織りなす しあわせ実感都市 瀬戸内(瀬戸内市)
- 便利さも、自然も。ちょうどいいまち、佐世保(仮)

4. 次期総合計画の検討状況について R8.5月時点

(3) 次期総合計画の構成イメージ

【ポイント】

- 第7次同様、「ひと」「しごと」「まち」「暮らし」の区分は継続します。
- 各区分ごとに目指す姿を「〇〇なまち」として表現し、これを基本構想における基本目標とします。

